



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
5月26日
第413号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 告 示
 - 木材業者および製材業者の登録(びわ湖材流通推進課)..... 1
 - 解除予定保安林(森林保全課)..... 2
- 公 告
 - 大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)..... 2
 - 都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(都市計画課)..... 3
- 農業農村振興事務所公告
 - 土地改良区役員退任および就任公告(東近江)..... 3
 - 土地改良区役員退任公告(大津・南部)..... 4
- 教育委員会教育長告示
 - 令和5年度教科書展示会の開催(幼小中教育課)..... 4
- 人事委員会規則
 - ※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 5
 - ※滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 6
- 人事委員会公告
 - 令和5年度就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験公告..... 6
- 企業庁規程
 - ※滋賀県企業庁職員の給与に関する規程の一部改正..... 8
- 正 誤
 - ※令和5年3月31日号外(11)滋賀県条例第28号中..... 9

告 示

滋賀県告示第239号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、木材業者および製材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課および滋賀県西部・南部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和5年5月26日

滋賀県知事 三日月 大造

| 地方 機関名 | 木 材 業 者 | | 製 材 業 者 | |
|--------------------------|--------------|---------------------------|----------------|--------------------------|
| | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 |
| 西部・ 南部森 林整備 事務所 | 野洲市南桜156 | ナイス株式会社滋賀営業所 所長 宇都宮靖央 | 大津市馬場二丁目10-20 | 膳所木材工業株式会社 代表取締役 桑原一男 |
| | 京都府向日市森本町佃23 | 辻井木材センター株式会社 代表取締役 辻井毅 | 大津市本堅田三丁目24-27 | 株式会社駒音 代表取締役 駒沢宜重 |
| | 草津市下笠町1578 | 山田建材 | 大津市衣川三丁目2- | 株式会社伊藤源 |

| | | | |
|-----------------|---------------------------|--------------|--------------------------|
| | 山田芳彦 | 37 | 代表取締役 伊藤誠 |
| 草津市矢橋町287 | 丸寛森林土木有限会社 取締役 中本康裕 | 野洲市堤296-2 | 京彦木材株式会社 代表取締役 京喬 |
| 大津市打出浜3-8 | 寺田木材株式会社 代表取締役 寺田利彦 | 野洲市永原1093 | 上田産業株式会社 代表取締役 上田崇司 |
| 大津市大平一丁目3-20 | 株式会社大津建材センター 代表取締役 川端徹 | 守山市赤野井町688 | 株式会社三品幸材木店 代表取締役 三品英岳 |
| 栗東市御園1614-12 | 金勝生産森林組合 組合長理事 澤幸司 | 守山市赤野井町747-2 | 中井木材株式会社 代表取締役 中井良雄 |
| 大津市秋葉台8-10 | 寿木材工業株式会社 代表取締役 結城光彦 | 栗東市蜂屋402-3 | 有限会社高田製材所 代表取締役 高田治 |
| 大津市本堅田五丁目6-29 | 澤製材所 代表 澤孝 | 栗東市上砥山2247-8 | 金勝製材株式会社 代表取締役 山元隆彦 |
| 大津市坂本本町4220 | 坂本森林組合 代表理事組合長 小森文道 | 栗東市手原一丁目6-11 | 中村製材有限会社 代表取締役 中村喜代彦 |
| 大津市昭和田3-22 | 有限会社吉村木材 代表取締役 吉村隆宏 | 栗東市下戸山1560 | 栗東木材株式会社 代表取締役 田中康人 |
| 守山市今宿一丁目1-18 | 株式会社森川商店 代表取締役 森川武司 | 大津市伊香立生津町447 | 有限会社川井製材 代表取締役 川井克己 |
| 栗東市荒張984 | 株式会社中西製材所 代表取締役 中西一方 | 大津市仰木五丁目1-9 | 株式会社仰木工業 代表取締役 岩見修夫 |
| 大津市瀬田神領町番戸谷40-1 | 滋賀南部森林組合 代表理事組合長 相井忠良 | 大津市葛川坊村町99 | 山形製材所 山形幸二 |
| | | 大津市平津二丁目4-9 | 社会福祉法人湘南学園 理事長 塚本修一 |

滋賀県告示第240号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次の保安林を解除予定保安林にする。

令和5年5月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 解除予定保安林の所在場所 大津市大石小田原二丁目字北ノ下262-1、262-2
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由 道路用地とするため

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年5月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 マックスバリュ大津月輪店 大津市月輪三丁目31番1号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (i) 変更前 スギホールディングス株式会社 愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4 代表取締役 杉浦克典ほか1者

- (2) 変更後 株式会社ユタカファーマシー 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 代表取締役 浅井家康ほか1者
- 3 変更年月日 令和2年9月6日
- 4 変更の理由 小売業者の変更があったため
- 5 届出年月日 令和5年5月2日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 - 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 令和5年5月26日から令和5年9月26日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和5年9月26日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

湖南市が令和5年5月26日に変更した大津湖南都市計画公園（三雲公園）に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年5月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

- 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
- 滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 甲賀市水口町水口6200

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

湖南市が令和5年5月26日に変更した大津湖南都市計画公園（高松公園）に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年5月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

- 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
- 滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 甲賀市水口町水口6200

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、八日市市布施土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年5月26日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今 井 清 之

1 退任

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|-----------|----------------|
| 理 事 | 大 久 保 勇 三 | 東近江市布施町2028番地2 |
| ” | 苗 村 久 男 | 同 所558番地 |
| ” | 西 澤 新 治 | 同 所526番地 |
| ” | 高 木 進 | 同 所898番地 |
| ” | 高 木 治 三 郎 | 同 所293番地 |
| ” | 苗 村 幸 男 | 同 所1058番地 |

| | | | |
|-----|---------|---|--------|
| 〃 | 大久保 仲 一 | 同 | 所550番地 |
| 監 事 | 高 木 能 三 | 同 | 所207番地 |
| 〃 | 高 木 正 幸 | 同 | 所161番地 |

2 就任

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|-----------|--------------|
| 理 事 | 中 川 傳 一 | 東近江市布施町291番地 |
| 〃 | 國 枝 政 二 郎 | 同 所521番地 |
| 〃 | 宮 井 次 男 | 同 所1042番地 |
| 〃 | 安 井 清 彦 | 同 所298番地 |
| 〃 | 西 澤 傳 治 郎 | 同 所523番地 |
| 〃 | 村 田 勝 彦 | 同 所1138番地 |
| 〃 | 大 塚 隆 司 | 同 所507番地 |
| 監 事 | 高 木 能 三 | 同 所207番地 |
| 〃 | 大久保 金 治 郎 | 同 所547番地 |

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、今堅田土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年5月26日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶 野 正 徳

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|---------|-----------------|
| 理 事 | 石 田 一 弘 | 大津市今堅田一丁目18番24号 |

教育委員会教育長告示

滋賀県教育委員会教育長告示第1号

令和5年度教科書展示会を次のとおり開催する。

令和5年5月26日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

| 展示会場所在地 | 展 示 期 間 | 開催時間等 |
|--|--|---|
| 大津市教科書センター 大津市本丸町6-50 大津市生涯学習センター4階 | 6月2日から6月30日まで (6月4日、5日、11日、12日、18日、19日、 25日、26日を除く。) | 午前9時から午後4時30分 まで |
| 大津市役所市民ギャラリー | 6月9日から6月22日まで (6月10日、11日、17日、18日を除く。) | 午前9時から午後5時まで |
| 草津教科書展示会場 草津市野路一丁目13-36 西友南草津店1階 アーバンデザインセンターびわ こ・くさつ内 | 6月2日から6月30日まで (6月4日、5日、11日、12日、18日、19日、 25日、26日を除く。) | 午前10時から午後6時45分 まで(最終日6月30日のみ 午前10時から午後2時まで) |
| 甲賀教科書展示会場 甲賀市甲南町深川1865 甲南図書交流館内 | 6月2日から6月30日まで (6月5日、6日、12日、13日、19日、20日、 26日、27日、28日を除く。) | 午前10時から午後6時まで |
| 近江八幡教科書センター 近江八幡市宮内町100 近江八幡市立近江八幡図書館内 | 6月2日から6月30日まで (6月5日、12日、19日、26日、28日を除く。) | 午前10時から午後5時まで |
| | | 午前10時から午後6時まで |

| | | |
|---|--|--|
| 東近江教科書センター 東近江市横溝町1967 東近江市立湖東図書館内 | 6月5日から6月30日まで (6月6日、13日、20日、23日、27日を除く。) | (木曜日を除く。) 午前10時から午後8時まで (木曜日) |
| 日野町教育委員会内2階通路 | 6月2日から6月30日まで (6月3日、4日、10日、11日、17日、18日、 24日、25日を除く。) | 午前9時から午後5時まで |
| 竜王教科書センター 蒲生郡竜王町綾戸1021 竜王町立図書館内 | 6月2日から6月30日まで (6月5日、6日、12日、13日、19日、20日、 21日、22日、23日、24日、26日、27日を除く。) | 午前10時から午後6時まで (金曜日を除く) 午前10時から午後8時まで (金曜日) |
| 彦根教科書センター 彦根市尾末町8-1 彦根市立図書館内 | 6月2日から6月30日まで (6月5日、12日、19日、22日、26日を除く。) | 午前10時から午後6時まで |
| 長浜教科書センター 長浜市高田町12-34 長浜市立長浜図書館内 | 6月2日から6月30日まで (6月6日、13日、20日、27日、29日を除く。) ※ この日程以外に、臨時休館する場合がある。 | 午前10時から午後8時まで (平日) 午前10時から午後6時まで (土曜日、日曜日) |
| 米原教科書センター 米原市顔戸281-1 米原市立近江図書館内 | 6月9日から6月30日まで (6月13日、19日、20日、22日、27日を除く。) | 午前10時から午後6時まで |
| 高島教科書展示会場 高島市今津町舟橋二丁目3-1 高島市立今津図書館内 | 6月2日から6月30日まで (6月7日、8日、14日、15日、21日、22日、 28日、29日を除く。) | 午前10時から午後7時まで (平日、日曜日) 午前10時から午後9時まで (土曜日) (初日6月2日のみ午後1 時から午後7時まで) (最終日6月30日のみ午前 10時から午後3時まで) |
| 甲良町公民館 犬上郡甲良町在士350 | 6月2日から6月30日まで (6月3日、4日、10日、11日、17日、18日、 24日、25日を除く。) | 午前8時30分から午後5時 15分まで |
| 多賀町立図書館 犬上郡多賀町四手976-2 | 6月2日から6月30日まで (6月5日、12日、18日、19日、26日、29日 を除く。) | 午前10時から午後6時まで (平日) 午前10時から午後5時まで (土曜日、日曜日) |
| 中央教科書センター 野洲市北桜978-95 滋賀県総合教育センター内 | 6月2日から6月30日まで (6月3日、4日、5日、10日、11日、12日、 17日、18日、19日、24日、25日、26日を除く。) | 午前9時から午後5時まで |

注 上記の展示期間のうち、6月14日から6月27日までの期間における教科書展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条に規定する教科書展示会である。

人 事 委 員 会 規 則

滋賀県職員の特務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月26日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第13号

滋賀県職員の特務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の特務手当に関する条例施行規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改

正する。

第25条の2を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月26日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第14号

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第17項」を「第14項」に改め、同条中第14項から第16項までを削り、第17項を第14項とし、第18項を第15項とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 公 告

令和5年度就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験公告

令和5年度就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、一般事務または技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和5年5月26日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 勤務予定先 | 職務内容 |
|------|--------|-------------------------------------|---|
| 一般事務 | 10人程度 | 知事部局の本庁各課、各行政委員会事務局または地方機関もしくは県立学校等 | 一般行政事務 |
| 総合土木 | 2人程度 | 知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等 | 道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務 |

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

(1) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 一般事務の区分

ア 試験日 令和5年8月27日(日)(能力検査)および9月10日(日)(口述試験)

イ 場所 能力検査および口述試験 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)

ウ 方法 能力検査、口述試験および適性検査を次の方法により行います(200点満点)。

(ア) 能力検査(配点100点) 択一式により、多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について筆記試験を行います。

(イ) 口述試験(配点100点) 能力検査で一定の点数に達している者に対して、人物について、集団討論による

試験を行います。なお、この口述試験の対象者の発表予定日は令和5年9月1日(金)で、滋賀県職員採用ポータルサイト (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>) において受験番号で発表するほか、対象者全員に通知します。

- (ウ) 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います。検査は、能力検査で一定の点数に達している者に対して、令和5年9月1日(金)から9月6日(水)までの期間にインターネットを利用したWeb方式により実施します。詳細は、対象者に通知します。

エ 第1次試験合格者の発表 令和5年9月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

(2) 総合土木の区分

ア 試験日 令和5年9月24日(日)

イ 場所 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)

ウ 方法 能力検査、専門試験および適性検査を次の方法により行います(200点満点)。

- (ア) 能力検査(配点100点) 択一式により、多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について筆記試験を行います。

- (イ) 専門試験(配点100点) 択一式により、専門的知識および能力について、高等学校卒業程度で筆記試験を行います。45問出題中、20問を必須解答、残り25問の中から20問を選択解答とします。出題分野および出題数は、別表のとおりです。

- (ウ) 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)

エ 第1次試験合格者の発表 令和5年9月下旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

4 第2次試験

(1) 一般事務の区分

ア 日時および場所

- (ア) 作文試験 第1次試験日(令和5年8月27日(日))と同日に同会場で実施します。

- (イ) 口述試験 令和5年10月上旬に大津市内で行います。詳しい日時、場所等は、第1次試験の合格者に通知します。

イ 方法 作文試験および口述試験を次の方法により行います(300点満点)。

- (ア) 作文試験(配点100点) 文章による表現力等について試験を行います。第1次試験日(令和5年8月27日(日))に実施し、第1次試験合格者のみ採点を行います。

- (イ) 口述試験(配点200点) 第1次試験合格者に対し、人物について、個別面接による試験を行います。なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(500点満点)。

(2) 総合土木の区分

ア 日時および場所

- (ア) 作文試験 第1次試験日(令和5年9月24日(日))と同日に同会場で実施します。

- (イ) 口述試験 令和5年10月上旬に大津市内で行います。詳しい日時、場所等は、第1次試験の合格者に通知します。

イ 方法 作文試験および口述試験を次の方法により行います(400点満点)。

- (ア) 作文試験(配点100点) 文章による表現力等について試験を行います。第1次試験日(令和5年9月24日(日))に実施し、第1次試験合格者のみ採点を行います。

- (イ) 口述試験(配点300点) 第1次試験合格者に対し、人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(600点満点)。

5 最終合格者の発表 令和5年10月下旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

- (1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、各任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用日は、令和6年4月1日を基本としつつ、合格者に令和5年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

(2) 給料は、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)等により経歴その他を勘案の上、決定しますが、職務経験のない方が38歳で採用された場合、大学卒で月額253,054円、高校卒で月額234,134円(いずれも地域手当を含みます。)です。そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、これらの額は、令和5年4月1日現在のものです。

(3) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

(2) 受付期間 令和5年7月7日(金)午前9時から令和5年8月4日(金)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、滋賀県人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

| 試験 | 開示請求できる者 | 開示内容 | 開示受付期間 | 開示場所 |
|-------|----------------|---|-------------------|----------------------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験受験者(一般事務) | 第1次試験の合計得点および順位 | 第1次試験合格発表の日から1か月間 | 滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階) |
| | 第1次試験受験者(総合土木) | 第1次試験の合計得点および順位 ならびに専門試験の正答数 | | |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者 | 第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位 | 第2次試験合格発表の日から1か月間 | |

別表

| 試験区分 | 出題分野 |
|------|--|
| 総合土木 | 数学・物理・情報技術基礎⑩、土木基礎力学⑧(構造力学③、水理学③、土質力学②)、測量②、土木構造設計②、社会基盤工学⑤、土木施工⑤、農業土木設計②、水循環⑦、農業土木施工③、農業に関する基礎① |

備考 出題分野の丸数字は出題予定数であり、変更する場合があります。

※ 試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。

企業庁規程

滋賀県企業庁規程第5号

滋賀県企業庁職員の給与に関する規程(昭和47年滋賀県企業庁規程第5号)の一部を次のように改正する。

令和5年5月26日

滋賀県企業庁長 東郷寛彦

第7条第1項中「ならびに滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号)第25条の2」を削る。

付則

この規程は、令和5年5月26日から施行する。

正 誤

令和5年3月31日付け号外(II)滋賀県条例第28号中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|-------------|--------------|
| 4 | 20 | (令和5年法律第 号) | (令和5年法律第26号) |

